

# 日本農業気象学会会則

昭和17年10月31日	制 定
昭和22年11月28日	一部改正
昭和28年4月5日	全面的改正
昭和30年4月3日	一部改正
昭和37年4月8日	一部改正
昭和41年4月8日	一部改正
昭和43年4月2日	一部改正
昭和47年4月11日	全面的改正
昭和48年4月3日	一部改正
昭和49年10月31日	一部改正
昭和50年6月19日	一部改正
昭和52年6月12日	一部改正
昭和55年4月7日	一部改正
昭和56年4月3日	一部改正
昭和57年5月13日	一部改正
昭和58年4月7日	一部改正
昭和59年5月17日	一部改正
昭和62年4月5日	一部改正
平成6年6月7日	一部改正
平成9年6月7日	一部改正
平成10年7月29日	全面的改正
平成13年6月28日	一部改正
平成14年8月7日	一部改正
平成16年9月7日	一部改正
平成17年9月14日	一部改正
平成18年9月13日	一部改正
平成19年9月11日	一部改正
平成20年3月21日	一部改正
平成21年3月25日	一部改正
平成23年3月17日	一部改正
平成25年3月28日	一部改正
平成26年3月19日	一部改正
平成27年3月18日	一部改正

## 第1章 総 則

- 第1条 (名称) 本学会は日本農業気象学会 (The Society of Agricultural Meteorology of Japan) という。
- 第2条 (事務所) 本学会の事務所は、東京都文京区本郷5-30-15 (株)養賢堂内におく。
- 第3条 (目的) 本学会は農業気象学の進歩並びに農業気象学についての知識の向上および普及を図ることを

目的とする。

- 第4条 (会則) 本会則の改正は総会の決議により行う。
2. 会則の施行に必要な事項については別に細則、規程を設ける。細則、規程の制定および変更は、理事会の決議による。

## 第2章 事 業

第5条 (事業) 本学会はその目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農業気象についての研究会、講演会および談話会などの開催
- (2) 学術誌「Journal of Agricultural Meteorology (農業気象)」および「生物と気象 (英文名 Climate in Biosphere)」の発行
- (3) 日本農業気象学会賞の授与
- (4) 日本農学会の構成学会としての諸事業
- (5) 永年功労会員の表彰
- (6) その他必要と認める事業

第6条 (事業年度) 本学会の事業年度は1月1日に始まり、12月31日に終る。

## 第3章 支 部

第7条 (支部) 本学会は、本会の目的を達成するため、細則2に定めた区域ごとに支部をおく。

## 第4章 会 員

第8条 (会員) 本学会の会員は正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員、購読会員、賛助会員、海外特別会員および名誉会員とする。

2. 正会員は本学会の趣旨に賛同して入会する個人とする。

シルバー会員は満60歳以上で、会則第11条に定める役員および第22条1に定める各委員会の委員に就任しない旨を本学会に届け出た者とする。

学生・ポスドク会員は、大学等に在学中の学生、大学院生等、または国内在住の博士号を有する雇用契約1年以内の個人で、指導教員や雇用責任者の身分証明を受けた者とする。

購読会員は学術誌の購読を目的として入会する団体、機関とする。

賛助会員は本学会の事業を賛助する目的で入会

する団体とする。

海外特別会員は本学会の海外での普及促進を図るため、会員が推薦し、理事会で認めた外国在住の者とする。

名誉会員は農業気象学の進歩に著しい貢献をした正会員およびシルバー会員の中から、理事会が推薦し、総会で承認された者とする。

3. 正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員、購読会員および賛助会員は下記に定めた会費（年額）を前納しなければならない。

正会員	8,500 円
シルバー会員	5,000 円
学生・ポスドク会員	4,000 円
購読会員	8,000 円

賛助会員は1口30,000円を1口以上。

4. 正会員として20年以上の会員歴を有する59歳以上の会員は、終身会費として70,000円を払い込むことにより、以降の会費を支払うことなく正会員の特典を得ることができる。なお、59歳以上で支払った会費は、終身会費を上限としてその額から控除される。
5. 正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員、購読会員および名誉会員は外国在住の会員を除き、細則2に定めた区域ごとの支部のいずれかに所属するものとする。

第9条（入退会および除籍）入会希望者は、入会申込書に会費を添えて本学会の事務所に申込みものとする。

2. 本学会から退会しようとする会員は、書類によって本学会の事務所に届け出なければならない。
3. 会費を2ヵ年滞納した者については学術誌の配布を中止して、会長がこれを除籍することができる。

第10条（特典）正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員および名誉会員は外国在住の会員を除き、次の特典がある。

- (1) 総会に出席してその議事に参加すること。
  - (2) 学術誌の配布を受けること。
  - (3) 日本農業気象学会賞の受賞候補者を推薦すること。
  - (4) 日本農業気象学会賞の受賞候補者の推薦を受けること。
  - (5) 別に定めるところにより役員を選出すること。
2. 外国在住の正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員および名誉会員は、前項(1)から(4)の特典を

持っている。

3. 購読会員は、学術誌の配布を受ける。
4. 賛助会員の特典は細則1に定める。

## 第5章 役員

第11条（役員）本学会に正会員からなる次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、支部長各支部1名、理事若干名、評議員若干名、監査2名。

第12条（任務）会長は会務を総理し本学会を代表する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 支部長は支部の会務を総理し支部を代表する。
4. 理事は本学会で行う事業の企画・立案および会務の執行にあたる。
5. 評議員は本学会運営の重要事項を審議する。
6. 監査は本学会の会計を監査する。

第13条（選出）会長・副会長は別に定めるところにより選出する。

2. 会長・副会長は支部長、理事および評議員を兼ねることはできない。
3. 支部長は支部ごとに支部の定めるところにより選出する。なお、支部長は理事を兼ねてもよい。
4. 理事（支部選出）は、別に定めるところにより、各支部ごとに選出する。会長は、別に定めるところにより、会長指名理事を若干名選出できる。会長は、総務（若干名）、庶務（若干名）、会計（若干名）、編集（若干名）などの担当理事を指名する。
5. 評議員（支部選出）は別に定めるところにより各支部ごとに選出する。
6. 監査は、理事会が役員を除く会員中から推薦し、総会で承認を受ける。

第14条（任期）役員は任期は2年とし、総会から2年後の総会までとする。ただし重任は妨げない。会長・副会長の任期は連続2期を超えてはならない。

第15条（欠員の補充）役員に欠員を生じ、補充を必要とするときは、第13条によりこれを選出する。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 顧問

第16条（顧問）本学会に顧問をおくことができる。

2. 顧問は理事会および評議員会の議をへて会長が委嘱する。
3. 顧問の委嘱期間は役員は任期に準ずる。

## 第7章 会議

第17条（会議）本学会に総会、理事会および評議員会を設ける。

第18条（総会）総会は毎年1回会長が招集する。

2. 会長は臨時に総会を招集することができる。

第19条（総会の議事）総会では会則の改正、事業計画、本学会の予算・決算、会長、副会長および名誉会員の承認、その他会長が必要と認める事項および会員30名以上の連名によって提出された議題等について審議、決定する。

第20条（理事会）理事会は原則として年4回、会長が招集する。理事会は会長、副会長および理事より構成される。

2. 理事会は総会の議決に基づき、本学会で行う事業の企画・立案および会務の執行にあたる。

3. 理事会の議長は会長とする。

第21条（評議員会）評議員会は、原則として、年1回の総会時に会長が招集する。評議員会は会長、副会長、非理事の支部長、評議員より構成される。

2. 評議員会は本学会運営の重要事項を審議する。

3. 評議員会の議長は会長とする。

4. 理事は評議員会に出席するものとする。

## 第8章 委員会

第22条（委員会）本学会に、編集委員会、学会賞審査委員会、永年功労会員表彰審査委員会を設ける。委員の選出は別に定めるところによる。

2. 会長は、本学会活動の活性化、本学会運営上の問題点の改善を図るため、随時、委員会（以下、特別委員会という）を設けることができる。会長は、理事会の議を経て、特別委員会の委員長を副会長または理事の中から、委員を会員の中から指名する。

## 第9章 会計

第23条（経費）本学会の運営経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第24条（会費）本学会の会費は総会で定める。

第25条（決算）本学会の決算は会計年度終了後すみやかに監査を受け、理事会および評議員会の議をへて総会に提出し、その承認を得なければならない。

第26条（会計年度）本学会の会計年度は毎年1月1日に始まり、12月末日に終るものとする。

## 第10章 付則

第27条（施行期日）この会則は2013年度から施行する。

### 役員選出規程

1. 会則第1章第4条2、第5章第13条に基づいて本規程を設ける。

2. 選挙管理委員会を設ける。

1) 選挙管理委員は、庶務担当理事を含む正会員3名で構成され、理事会の議をへて会長が委嘱する。委員長は委員の互選により選出する。

2) 選挙管理委員は、会長（1名）、副会長（2名）、および改選となる学会賞審査委員（6名）の候補者選出の任にあたる。

3) 選挙管理委員の任期は、改選前年の夏期に開催される理事会から、改選当年度の総会までとする。

3. 選挙管理委員会は次の手順で公示および選挙を行う。

1) 会長、副会長、学会賞審査委員は、支部長、支部選出理事および支部選出評議員を有権者とする選挙によって候補者を決定する。

2) 投票はまず会長候補について行い、会長候補者が決定した後、副会長および学会賞審査委員の各候補者について実施する。

3) 投票は無記名とし、有権者の過半数の投票があったときその選挙を有効とする。

4) この投票における上位得票者をもってそれぞれの候補者とし、総会の承認をへてそれぞれの役員を決定する。なお、会長にあっては最上位得票者が2名以上の場合、副会長および学会賞審査委員にあっては定員数にあたる最下位の得票者が2名以上の場合、最年長者をその候補者とする。

4. 支部選出理事数および支部選出評議員数は、各支部に属する正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員、購読会員の合計数による。支部選出理事の場合はこの合計数が100名につき1名、支部選出評議員の場合は30名につき1名とする。端数があるときは1名増とする。ただし、ここにいう会員数とは改選に最も近い5月31日現在の会員数とする。

2) 支部選出理事および支部選出評議員を選出する方法は各支部の規程による。

5. 会長は理事会の議をへて、副会長および支部選出理事でない正会員の中から5名程度の会長指名理事を指名することが出来る。

6. 支部選出理事または支部選出評議員が任期中途で他支部に転じた場合でも、任期満了まで引続き理事または評議員の資格を有するものとする。ただし、当該支部は後任の理事を選出できるが、後任の評議員はやむを得ない場合を除き選出できない。任期は、その残任期間とする。

(付則) 本規程は 2011 年度から適用する。

### 編集委員会規程

1. 会則第 1 章第 4 条 2, 第 2 章第 5 条(2)に基づき本規程を設ける。
2. 学術誌「Journal of Agricultural Meteorology (農業気象)」および「生物と気象」編集のため農業気象編集委員会を設ける。
3. 編集委員は理事会の議をへて会長がこれを委嘱する。委員長および副委員長は委員の互選による。
4. 編集委員の任期は 2 年とし、連続して 2 期を越えてはならないものとする。補充による委員の任期は前任者の残任期間とする。
5. 編集委員の選出にあたっては委員の専門分野が片寄らないよう配慮する(例えば、農業気象災害、農業気候、気象生態、微気象、施設気候、気候改良、測器などの各分野から選出するようにする)。
6. 特集号等の編集のため、若干名の特別編集委員を置くことができる。特別編集委員の内、1 名以上は本学会の会員でなければならない。特別編集委員は編集委員長が委嘱し、理事会へ報告する。特別編集委員の任期は、委嘱日より担当する特集号等の刊行日までとする。
7. 編集規程および投稿規程は別に定める。これを改正する場合は理事会に報告し承認を受けなければならない。

(付則) 本規程は 2013 年度から適用する。

### 日本農業気象学会賞規程

1. 会則第 1 章第 4 条 2, 第 2 章第 5 条(3)に基づき本規程を設ける。
2. 日本農業気象学会賞は次の会員に贈られる。
  - (1) 農業気象学・農業気象技術の進歩、発展に著しく寄与した研究業績をあげた会員(以下この賞を学術賞とよぶ)
  - (2) 農業気象学・農業気象技術の普及、教育、啓蒙に著しく貢献のあった会員(以下この賞を普及賞とよぶ)

- (3) 本学会の学術的発展や運営に顕著な功績をあげた原則として 65 歳以下の会員(以下この賞を功績賞とよぶ)
  - (4) 本学会の運営あるいは農業気象学関連の出版活動、国際会議の開催・運営などを通じて、本学会の発展に貢献した会員または会員を含む団体もしくはグループ(以下この賞を貢献賞とよぶ)
  - (5) 顕著に優れた原著論文が本学会学術誌に掲載された会員(以下この賞を論文賞とよぶ)
  - (6) 優れた原著論文が本学会学術誌に掲載された 35 歳以下(審査年度の 4 月 1 日現在)の会員(以下この賞を奨励賞とよぶ)
3. 学術賞、普及賞、功績賞、貢献賞、論文賞、奨励賞は毎年若干名に贈られる。
  4. 学術賞、普及賞受賞者には賞状ならびに賞牌が、功績賞、貢献賞、論文賞、奨励賞受賞者には賞状および記念品が贈られる。
  5. 学術賞、普及賞、功績賞、貢献賞の対象業績は審査の前年度末までの業績とする。業績の中で論文についてはその主要部分が本学会学術誌に掲載されたものとする。論文賞の対象論文は審査の前年度に、また奨励賞の対象論文は審査の前年度末までの 2 ヶ年間に、本学会学術誌に掲載されたものとする。
  6. 学会賞受賞者を次の手続きにより選考する。
    - (1) 学会賞を審査するため別に定める審査委員会規程によって審査委員会を設ける。
    - (2) 審査委員会は学術賞候補者、普及賞候補者、功績賞候補者、貢献賞候補者については推薦を正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員および名誉会員に、論文賞候補者、奨励賞候補者については編集委員会、正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員および名誉会員に依頼する。ただし、同一の論文を受賞対象論文として、論文賞と奨励賞の両方に推薦があった場合には、審査委員会が候補者の希望を確認して、いずれか一方の候補者とする。
    - (3) 学術賞については、審査委員会は被推薦者の論文を審査し、受賞候補者若干名を選出する。ただし受賞候補者の選出には審査委員の 2/3 以上の得票が必要である。候補者が多数の場合は小委員会を設けることができる。小委員会は審査結果を委員会に報告しなければならない。委員会は必要に応じて審査委員のほか専門委

員を委嘱することができる。専門委員は対象とする論文に限って審査し、審査結果を委員会に報告しなければならない。審査委員会は審査経過書ならびに受賞候補論文の審査書を添えて審査結果を会長に報告する。

- (4) 普及賞については、審査委員会は被推薦者の著作物（論文を含む）、および教育や啓蒙活動の記録を審査し、受賞候補者若干名を選出する。選出手順および審査結果の報告は学術賞に準ずる。
  - (5) 功績賞については、審査委員会は被推薦者の本学会活動の記録を審査し、受賞候補者若干名を選出する。選出手順および審査結果の報告は学術賞に準ずる。
  - (6) 貢献賞については、審査委員会は被推薦者の本学会活動記録、著作物、国際会議開催記録等を審査し、受賞候補者若干名を選出する。選出手順および審査結果の報告は学術賞に準ずる。
  - (7) 論文賞、奨励賞については、審査委員会は対象論文を審査し、受賞候補者若干名を選出する。選出手順および審査結果の報告は学術賞に準ずる。
  - (8) 会長は支部長、理事および評議員の投票によって受賞者を決定する。
7. 総会で授賞式を行う。
  8. 学術賞、普及賞受賞者は特別講演を行う。
- (付則) 本規程は 2014 年度から適用する。

#### 学会賞審査委員会規程

1. 会則第 1 章第 4 条 2、学会賞規程 6 に基づき本規程を設ける。
2. 委員の定員は 12 名とする。
3. 委員の任期は 4 年とし、重任しないものとする。
4. 委員の選出は、役員選出規程に従い、選挙によって行う。
5. 委員は 2 年ごとに半数が改選される。
6. 委員長は原則として学術賞、普及賞、A 賞または B 賞の受賞経験者とし、委員より互選する。ただし任期は 1 年とし、重任しないものとする。
7. 会長、副会長は委員を兼ねることができない。
8. 委員が、日本農業気象学会学会賞候補者または推薦者になった場合、当該審査に加わることができない。
9. 欠員が生じた場合は、前任者を選出した名簿に基

づき次点者を繰り上げて補充するものとする。ただし任期は残任期間とする。

(付則) 本規程は 2013 年度から適用する。

#### 永年功労会員表彰規程

1. 会則第 1 章第 4 条 2、第 2 章第 5 条(5)に基づき本規程を設ける。
  2. この表彰は本学会の発展に永年貢献した会員もしくは元会員を対象とする。
  3. 被表彰者には表彰状及び記念品を贈る。
  4. 被表彰者が会員の場合は、日本農業気象学会フェローの称号を授与する。
  5. 被表彰者の選考は次の手続きによる。
    - (1) 支部長は会員期間が原則として 30 年以上で、年齢満 65 歳以上の支部会員の中から候補者を選考し、会長に推薦する。
    - (2) 支部長から推薦されなかった会員もしくは元会員で、該当者がいる場合には、総務理事が会長に推薦する。
    - (3) 永年功労会員表彰候補者を審査するため、審査委員会を設ける。
    - (4) 審査委員会は候補者の審査結果を会長に報告する。
    - (5) 会長は支部長、理事および評議員の投票によって被表彰者を決定する。
  6. 総会で表彰式を行う。
- (付則) 本規程は 2015 年度から適用する。

#### 永年功労会員表彰審査委員会規程

1. 会則第 1 章第 4 条 2、永年功労会員表彰規程 4 に基づき本規程を設ける。
2. 委員は支部ごとに選出しその定員は、各支部に属する正会員、シルバー会員、学生・ポスドク会員、購読会員の合計数が 100 名につき 1 名とする。端数があるときは 1 名増とする。ただし、ここにいう会員数とは改選に最も近い 5 月 31 日現在の会員数とする。
3. 委員の任期は 2 年とし、連続して 2 期を越えてはならない。
4. 委員の選出方法は支部の定めるところによる。
5. 委員長は委員の互選による。ただし任期は 2 年とし、重任しないものとする。
6. 会長、副会長は委員を兼ねることができない。
7. 委員は次の場合に委員に留まることができない。
  - (1) 所属する支部外に転出した場合

(2) 委員が日本農業気象学会永年功労会員表彰候補の推薦を受けた場合

8. 委員に欠員を生じた場合(他支部への転出を含む)には、本規程 4 項により補充しなければならない。ただし任期は残任期間とする。

(付則) 本規程は 2013 年度から適用する。

### 研究部会規程

1. 会則第 1 章第 4 条 2, 第 2 章第 5 条(1)に基づき本規程を設ける。
2. 研究部会は、ある特定の研究領域または研究課題に対して期限をもって活動し、本学会の発展・活性化に寄与することを目的とする。
3. 研究部会は、目的・必要性を明記した申請書と賛同する学会員 15 人以上の署名を学会長に提出し、理事会の承認を経て設立される。
4. 研究部会の活動期限は 3 年間とする。ただし、学会長に申請し理事会の承認を受けた場合は継続することができる。
5. 研究部会は、本学会会計から活動費用の補助を発足より 3 年間に限り受けることができる。ただし、特別な事由により、学会長に申請し理事会の承認を受けた場合には、引き続き 2 年間受けることができる。
6. 研究部会は全国大会で部会活動のため、特別に会場の提供を受けることができる。
7. 研究部会は研究成果および部会報告を学術誌に無料で掲載することができる。
8. 研究部会は設立の目的を達成するため、活発に部会活動を行わなければならない。
9. 研究部会は活動状況を毎年学会長に報告し、かつ、3 年に 1 回以上学術誌に研究成果(総説, 資料など)を掲載しなければならない。

(付則) 本規程は 2013 年度から適用する。

### 細則 1

賛助会員の特典(会則第 4 章第 10 条 5)

賛助会員は次の特典をもつ。

- (1) 学術誌「Journal of Agricultural Meteorology」の配布を受けること。
- (2) 本学会ホームページに賛助会員名簿と業務内容が掲載される。
- (3) 本学会が主催する製品展示会で優先的に展示することができる。
- (4) 研究会, 講習会, 見学会などに 1 口につき 3 名まで出席することができる。

(付則) 本細則は 2013 年度から適用する。

### 細則 2

支部の区域(会則第 3 章第 7 条)

北海道支部: 北海道

東北支部: 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島

関東支部: 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川, 東京, 山梨, 長野

北陸支部: 新潟, 富山, 石川, 福井

東海支部: 静岡, 愛知, 岐阜, 三重

近畿支部: 滋賀, 京都, 大阪, 奈良, 和歌山, 兵庫

中国・四国支部: 岡山, 広島, 山口, 島根, 鳥取, 香川, 徳島, 高知, 愛媛

九州支部: 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄